

防大教第1310号
平成20年10月20日

各 部 長
学術情報センター長 殿
各 学 群 長

防 衛 大 学 校 長

防衛大学校における競争的研究資金の研究実施規程について（通達）

改正 平成21年3月31日防大総第542号 平成24年4月6日防大総第525号
平成28年3月31日防大総第427号 平成30年3月30日防大総第346号

標記について、下記のとおり定めたので通達する。

記

（目的）

第1条 この規程は、防衛大学校の研究者が行う研究のうち、競争的研究資金（以下「科研費」という。）を受けて行う研究について、その取扱いの方針を定め、もって科研費による研究成果をあげるとともに、研究成果の普及を図ることを目的とする。

（研究を行う組織、職）

第2条 研究活動を行うことを職務とする者が属する組織及び研究活動に実際に従事する職は次のとおりである。

防衛大学校

総合教育学群	（教授、准教授、講師、助教）
人文社会科学群	（教授、准教授、講師、助教）
応用科学群	（教授、准教授、講師、助教）
電気情報学群	（教授、准教授、講師、助教）
システム工学群	（教授、准教授、講師、助教）

(研究計画の策定)

第3条 研究者は、科研費による研究については、自発的に研究計画を立案し、実施するものとする。

2 当該研究計画を立案し実施しようとする研究者は、あらかじめ、文部科学省又は独立行政法人日本学術振興会が定める様式に従った研究計画調書を作成し、当該調書の写しを学校長に提出するものとする。

(研究の実施)

第4条 研究者は、科研費による研究を行う場合は、防衛大学校の活動として実施するものとする。

(研究成果の取扱い)

第5条 研究者は、科研費により行った前条の研究については、他の規定に係わらず、当該研究の研究成果について自らの判断で公表することができるものとする。また、公表に当たっては、職務として自発的に学会等に参加できるものとする。

(研究報告の義務)

第6条 科研費による研究を行う研究者は、科研費制度に係る規程及び交付の際に附される諸条件に従い各報告書を作成し学校長に提出するものとする。

(管理等の事務)

第7条 科研費の研究計画調書の取りまとめは先端学術推進機構事務室、科研費の経理事務は会計課が所掌する。

(法令等の遵守)

第8条 防衛大学校に所属する研究者は科研費による研究を行うに当たり、関係法令等並びに文部科学省及び独立行政法人日本学術振興会が定める各種の科研費に関するルールを遵守するものとする。